

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第10条第1項に基づき、立地自治体等とともに女川原子力発電所に立ち入り、現地及び書面調査を実施したものの。

1 実施日等

- (1) 実施日 令和7年1月30日(木)
- (2) 実施場所 東北電力(株)女川原子力発電所
- (3) 調査機関 県、女川町、石巻市（登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 同行）

2 調査項目及び結果の概要

- (1) 2号機の定期事業者検査終了に係る確認
 - ① 運転管理の状況
 - ⇒ 中央制御室において、現場調査を実施し、所定の運転員に加え、十分な経験を積んだ運転員を配置し、助言等ができる体制となっていることを確認した。
 - ② 中間停止中の点検及び総合負荷性能検査結果
 - ⇒ 書面による記録から、必要な点検・検査が確実に行われていることを確認した。
- (2) 2号機の不具合事象に関する再発防止対策等の実施状況
 - ① 令和6年9月13日に発生した非常用ガス処理系の計画外作動及び令和6年11月3日に発生した移動式炉心内計装系の案内管接続部の外れ事象に係る確認
 - ⇒ 模擬盤等を用いた説明により、事象の発生の原因とされる作業内容を確認した。

⇒ 再発防止策として、工事要領書等の記載が適切な内容となっていること、及び資料の充実化が図られた上で、教育が実施されていることを確認した。

- ② 令和6年9月19日に発生した制御棒駆動水圧系の水漏れに係る確認
 - ⇒ 点検記録等により、対策(ボルト増し締め)後は、水漏れが発生していないことを確認した。

- (3) 1号機廃止措置の状況
 - ⇒ 1号機から3号機への使用済燃料号機間移送作業の状況について、3号機の受け入れ準備状況を現場確認した。

3 要請事項(指摘事項はなし)

- (1) 女川原子力発電所の運営に当たっては、ヒューマンエラーを未然に防止するため運転員や保守管理要員への継続的な教育・訓練に取り組み、コミュニケーションの促進と技術力の維持・向上を図るなど、安全性の確保に万全を期すること。
- (2) 1号機の廃止措置に伴う使用済燃料の移送については、長期に及ぶ作業になることから、安全確保に十分留意したうえで、着実に作業を進め、その進捗については関係自治体や県民に対し、積極的に情報公開すること。

4 今後の対応

今後も女川原子力発電所の安全管理の状況について適宜報告を求めるとともに、問題があると判断した場合には、速やかに立入調査を行うなど、東北電力に対し必要な改善を求めていく。